

介護老人保健施設 愛と結の街

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの説明内容は次の通りです。

- ・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）約款
- ・ご利用案内（別紙１）
- ・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
について（別紙２）
- ・個人情報の利用目的（別紙３）

※説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

同意日 年 月 日

利 用 者 _____ 印

契約保証人 _____ 印

第８条（秘密の保持及び個人情報の保護）に基づき家族の情報を扱うことへの同意
家 族 代 表 _____ 印

介護老人保健施設 愛と結の街 訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション) 利用約款

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設愛と結の街（以下「当施設」という）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び契約保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者及び契約保証人が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書（以下「同意書」という）を当施設に提出し、契約を締結したときから効力を有します。但し、契約保証人に変更があった場合は、新たな同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び代理人（もしくは契約保証人）は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び契約保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び契約保証人に対し、次に掲げる事項が1つでも該当する場合には、本約款に基づく契約を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③利用者及び契約保証人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払

を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合

- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供範囲を超えると判断された場合
- ⑤利用者又は契約保証人が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が利用できる状態でない場合
- ⑦利用者又は契約保証人が本約款又は当施設が定める諸規定を遵守せず、改善を求めても改善されなかった場合
- ⑧利用者、契約保証人又はその関係者が当施設からの指示に正当な理由なく従わず、当施設によるサービスの提供が困難になった場合
- ⑨その他前記①ないし⑧に類する事情により本約款に基づく契約の継続が困難となった場合

第5条 （利用料金）

- 1 利用者及び契約保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び契約保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求明細書を、毎月15日位までには送付致します。利用者及び契約保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は 直接事務所窓口にて支払うか、銀行口座引き落とし、若しくは金融機関（銀行）への振込とします。
- 3 当施設は、利用者又は契約保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は契約保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。銀行口座引き落とし、若しくは金融機関への振込の場合、領収書は翌月の請求明細書へ同封致します。

第6条 （記録）

- 1 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者又は契約保証人が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、記録開示委員会を開催した後にこれに応じます。但し、利用者又は契約保証人以外の者に対しては、成年後見制度における後見人の承諾がある場合に限り、これに応じます。

第7条 （身体の拘束及び虐待）

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

す。この場合には、当施設の医師が、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとします。また、身体拘束を行う場合は別途、身体拘束に関する説明書にて同意を得ることとします。

- 2 当施設は利用者への身体的、心理的、性的、経済的虐待を行いません。また、当施設内での虐待を防止するため、責任者を設置し、委員会及び指針の整備を行い、職員に対して定期的な研修等による啓発と周知を行います。

第8条 （秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は契約保証人又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
 - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥公安当局及び司法当局からの調査依頼
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第9条 （緊急時の対応）

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により往診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、訪問リハ利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び契約保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第10条 （事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は契約保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 事故防止発生のため責任者を設置し、委員会及び指針の整備を行い、職員に対して定期的な研修等による啓発と周知を行います。

第11条 （要望または苦情等の申出）

- 1 利用者及び契約保証人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
- 2 事業者は利用者及び契約保証人が苦情申し立てをしたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無、その方法について、利用者及び契約保証人に掲示にて報告します。

第12条 （賠償責任）

- 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合には、当施設安全管理委員会で協議した結果をもって、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び契約保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条 （業務継続計画の策定等）

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 （利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は契約保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設愛と結の街（訪問リハ）のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公益財団法人 慈愛会 介護老人保健施設 愛と結の街
- ・開設年月日 平成8年6月18日
- ・所在地 鹿児島市小原町8-3
- ・電話番号 099-260-6060
- ・ファックス番号 099-284-5689
- ・管理者名 海江田一也
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4650180070号）
- ・加算体制
 - (i) 訪問リハビリテーション費
 - リハビリテーションマネジメント1
 - リハビリテーションマネジメント2
 - リハビリテーションマネジメント3
 - 短期集中リハビリテーション実施加算
 - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - 退院時共同指導加算
 - 口腔連携強化加算
 - サービス提供体制強化加算Ⅰ
 - 移行支援加算
 - (ii) 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 短期集中リハビリテーション実施加算
 - 退院時共同指導加算
 - 口腔連携強化加算
 - サービス提供体制強化加算Ⅰ
- ・営業日・時間 営業日 月曜日～土曜日（日曜日、12/31～1/3 は原則休業）
営業時間 8：30～17：30

(2) 提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・第三者評価受審（有・無） 「有」の場合

実 施 日	年 月 日
評 価 機 関 名	
評価結果の開示方法	

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での

生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような理念・運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

2、運営理念・方針等

【運営理念】

愛と結の街 WIN-WIN-WIN
心豊かな生活を目指し共に育むふれあいの街

- 1 利用者と共に自己実現を目指します。
- 2 家族と共に信頼と協力で在宅をサポートします。
- 3 地域と共に安全と安心して暮らせる社会を目指します。

【運営の方針】

- 1 当施設では、施設サービス計画及び居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

【職員の職種、定員数等】

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

管理者 1名（施設長と兼務）

従業者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1. 0名以上

【従業者の職務内容】

前項に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、介護老人保健施設からの訪問リハビリテーションに携わる従業者の総括

管理、指導を行う。

- 2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

【サービスの内容】

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション計画書（介護予防リハビリテーション計画書）に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称	今村総合病院
・住 所	鹿児島市鴨池新町11-23
・電 話	099-251-2221

・名 称	いづろ今村病院
・住 所	鹿児島市堀江町17-1
・電 話	099-226-2600

・協力歯科医療機関

・名 称	福原歯科クリニック
・住 所	鹿児島市東谷山2丁目14-7
・電 話	099-269-0177

・名 称	小松原すえなが歯科
・住 所	鹿児島市小松原2丁目20-16
・電 話	099-260-4182

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 要望及び苦情等の相談

要望及び苦情等の相談は、玄関・各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくか、支援相談員までお知らせ下さい。セーフティマネージャーが対応致します。対応の結果は掲示板にて公表します。

ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の相談窓口をご利用下さい。

介護老人保健施設 愛と結の街 担当：支援相談員・セーフティマネージャー		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～土曜日 (日・祝祭日除く)	午前8時30分～ 午後5時30分	TEL 099-260-6060
		FAX 099-284-5689
鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	TEL 099-216-1280
		FAX 099-219-4559
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険相談室		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日除く)	午前9時00分～ 午後5時00分	TEL 099-213-5122
		FAX 099-213-0817
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部		
受付曜日	受付時間	連絡先
月曜日～金曜日 (土・日・祝日 12/29～1/3 除く)	午前9時00分～ 午後4時00分	TEL 099-286-2200
		FAX 099-257-5707

<別紙2>

訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション) について

1. 訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション) についての概要

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)については、要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、機能訓練その他必要な調整等を行い、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(もしくは契約保証人)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

(1) 基本料金

(i) 訪問リハビリテーション

利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間並びに介護保険負担割合証に記載されている割合額により利用料が異なります。)

※1割負担の場合(1日1単位20分当たりの自己負担)

A. 訪問リハビリテーション費 注1	308円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6円/単位
移行支援加算	17円/日
短期集中リハビリテーション実施加算:	
: 退所又は認定日から1月～3月以内	200円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算:	
: 退所又は認定日から1月～3月以内	240円/日
退院時共同指導加算	600円
口腔連携強化加算	50円/月
*リハマネジメント加算1	180円/月
リハマネジメント加算2	213円/月
リハマネジメント加算3	270円/月

※2割負担の場合(1日1単位20分当たりの自己負担)

A. 訪問リハビリテーション費 注1	616円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円/単位
移行支援加算	34円/日

短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から1月～3月以内	400円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から1月～3月以内	480円/日
退院時共同指導加算	1200円
口腔連携強化加算	100円/月
*リハマネジメント加算1	360円/月
リハマネジメント加算2	426円/月
リハマネジメント加算3	540円/月

※3割負担の場合（1日1単位20分当たりの自己負担）

A. 訪問リハビリテーション費 注1	924円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円/単位
移行支援加算	51円/日
短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から1月～3月以内	600円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から1月～3月以内	720円/日
退院時共同指導加算	1800円
口腔連携強化加算	150円/月
*リハマネジメント加算1	540円/月
リハマネジメント加算2	639円/月
リハマネジメント加算3	810円/月

注1 当事業所医師による定期的な診察がない場合、A. 訪問リハビリテーション費を減額いたします（1割負担の場合50円/単位、2割負担の場合100円/単位、3割負担の場合150円/単位）。

（ii）介護予防訪問リハビリテーション

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度および利用時間並びに介護保険負担割合証に記載されている割合額により利用料が異なります。）

※1割負担の場合（1日1単位20分当たりの自己負担）

B. 介護予防訪問リハビリテーション費 注2	298円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6円/単位
短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から3月以内	200円/日
退院時共同指導加算	600円
口腔連携強化加算	50円/月

※2割負担の場合（1日1単位20分当たりの自己負担）

B. 介護予防訪問リハビリテーション費 注2	596円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円/単位
短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から3月以内	400円/日
退院時共同指導加算	1200円
口腔連携強化加算	100円/月

※3割負担の場合（1日1単位20分当たりの自己負担）

B. 介護予防訪問リハビリテーション費 注2	894円/単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円/単位
短期集中リハビリテーション実施加算：	
：退所又は認定日から3月以内	600円/日
退院時共同指導加算	1800円
口腔連携強化加算	150円/月

注2-1 当事業所医師による定期的な診察がない場合、B. 訪問リハビリテーション費を減額いたします（1割負担の場合50円/単位、2割負担の場合100円/単位、3割負担の場合150円/単位）。

注2-2 ご利用を開始された月から起算して12月を越えた場合、その翌月よりB. 訪問リハビリテーション費を減額いたします（1割負担の場合30単位、2割負担の場合60円/単位、3割負担の場合90円/単位）。

3、事業の実施地域について

事業の実施地域は、鹿児島市内（旧5町を除く）の区域とする。

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設愛と結の街では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師、介護福祉士 または支援相談員に質問し、説明を受けてください。
この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「相談室」に開示をお申し出ください。開示の可否を検討の上、ご連絡致します。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応致します。

個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致します。
- ◆ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、公安・司法の調査依頼、生命保険及び損害保険会社からの保険金支払いのための個人情報確認、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は『症例研究発表について』に記載します。
- ◆ 当施設は卒後医師臨床研修施設及び介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合にはお申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の相談窓口をご利用ください。

相談窓口 支援相談員（1階 事務所横 地域連携室）

平成 26 年 4 月 1 日	介護老人保健施設愛と結の街	施設長	黒野明日嗣
平成 30 年 2 月 12 日	介護老人保健施設愛と結の街	施設長	黒野明日嗣
平成 30 年 4 月 1 日	介護老人保健施設愛と結の街	施設長	野村秀洋
令和 6 年 4 月 1 日	介護老人保健施設愛と結の街	施設長	海江田一也

付 則

この規定は、令和6年6月1日より施行する。